

事前評価票

施策等名	運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案	担当課 (担当課長名)	政策統括官付政策調整官付 (大島政策調整官)
施策等の概要	<p>最近の運輸分野における事故等の発生状況にかんがみ、運輸の安全性の向上を図るため以下の措置を講ずる。</p> <p>【事業法関係】</p> <p>○運輸事業者に対し、安全管理規程の作成・届出義務付け、安全統括管理者等の選任・届出義務付けを行うとともに、安全管理規程の変更命令、安全統括管理者等の解任命令を設ける。(鉄道事業法第18条の3、軌道法第26条で準用する鉄道事業法第18条の3、道路運送法第20条の2、貨物自動車運送事業法第16条、海上運送法第10条の3、内航海運業法第9条、航空法第103条の2等)</p> <p>○運輸事業者に対し、安全に関する自らの取組状況等についての公表を義務付ける。(鉄道事業法第19条の4、軌道法第26条で準用する鉄道事業法第19条の4、道路運送法第29条の3、貨物自動車運送事業法第24条の3、海上運送法第19条の2の3、内航海運業法第25条の3、航空法第111条の6等)</p> <p>○鉄道事業者等及び本邦航空運送事業者から業務の管理の委託を受けた者に対する改善命令、受委託の許可取消しを行えるようにする。(鉄道事業法第25条第3項、軌道法第26条で準用する鉄道事業法第25条第3項、航空法第113条の2第3項等)</p> <p>○鉄道事業者等から業務の委託を受けた者に対し、報告徴収・立入検査を行えるようにする。(鉄道事業法第55条第2項及び第56条第2項、軌道法第26条で準用する同法第55条第2項及び第56条第2項)</p> <p>○大型事業用航空機について、認定事業場における整備等を義務付ける。(航空法第19条第1項)</p> <p>○本邦航空運送事業者等に対し、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態についての国土交通大臣への報告を義務付ける。(航空法第111条の4)</p> <p>【踏切道改良促進法関係】</p> <p>国土交通大臣は、鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者に対し、踏切道の改良の実施状況等について報告を求められることができることとする。(踏切道改良促進法第11条)</p> <p>【海難審判法関係】</p> <p>勧告を受けた者に対して、理事官が主体となって報告徴収制度を設ける。(海難審判法第63条第2項)</p> <p>【航空・鉄道事故調査委員会関係】</p> <p>委託事務に関して知り得た秘密について守秘義務を課す。(航空・鉄道事故調査委員会設置法第15条の2第2項)</p>		

施策等の目的	運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組みの強化、踏切道の安全性の向上及び運輸の安全に関する国の機能強化により、運輸の安全性の向上を図る。
関連する政策目標	9) 交通安全の確保
関連する業績指標	ー
指標の目標値等	ー
施策等の必要性	<p>○昨年末以来、J R 西日本福知山線列車脱線事故、東武鉄道伊勢崎線踏切事故、航空分野における各種トラブルの多発等、運輸事業の各モードにおいて事故・トラブルが多発し、運輸事業者の基本ともいべき「安全」が揺るがされている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○これらの事故等の背景として、運輸事業者における安全最優先の意識の形骸化、経営部門と現場間及び部門間の意思疎通・情報共有の欠如等に起因するヒューマンエラー等が背景にあるとも言われている。(=原因分析)</p> <p>○このことから、輸送の安全を確保するために必要な事業者の態勢のあり方について早急に検討し、企業態勢の改善を図ることにより、輸送の安全を確保し、運輸事業に対する社会的信頼を回復することが必要である。(=課題の特定)</p> <p>○具体的には、各事業法を改正して運輸事業者に安全管理規程の作成・届出、安全統括管理者等の選任・届出等を義務付けることにより運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組みを強化するとともに、踏切道改良促進法改正による踏切道の安全性の向上や、航空・鉄道事故調査委員会設置法等の改正による運輸の安全に関する国の機能強化を図る。(=施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	運輸事業の各モードにおいて、運輸事業者の基本ともいべき「安全」を揺るがす事故・トラブルが多発しており、その早急な対策が望まれている。
行政の関与	運輸事業の各モードにおいて、事故・トラブルが多発している状況に鑑み、運輸事業者の安全対策を促進するため、行政が関与し早急な安全確立を目指す必要がある。
国の関与	運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組みのあり方を構築するとともに、国の機能強化を図る必要があるが、このことは国が行うことが適切である。
施策等の効率性	<p>【事業法関係】</p> <p>○運輸事業者に対する安全管理規程の作成・届出義務付け、安全統括管理者等の選任・届出義務付け等により、安全管理体制が構築され、運輸事業者内部における安全意識の浸透、安全風土の構築が図られる。一方、運輸事業者は、各事業法及びそれに基づく国土交通省令に規定する事項を記載した安全管理規程と安全統括管理者等の選任の届出を行う必要が生ずる。</p>

- 運輸事業者に対する情報の公表義務付けにより、利用者からの監視が強化され、ひいては、運輸事業者の輸送の安全確保に対する意識を向上させる。一方、運輸事業者は、公表のため必要な文書作成やホームページへの掲載作業等を行う必要が生ずる。
- 鉄道事業者等から業務の管理の委託を受けた者に対する改善命令、受委託の許可取消し、鉄道事業者から業務の委託を受けた者に対する報告徴収・立入検査の規定を整備することにより、委託先も含めた安全管理体制が適切に機能するようになり、輸送の安全が確保される。一方、鉄道事業者等から業務の委託を受けた者は、国土交通大臣が行う報告の徴収、立入検査を受ける必要が生ずる。
- 大型事業用航空機について、認定事業場における整備等を義務付けることにより、適確な品質管理の下での作業の実施が担保され、航空輸送の安全性の向上が図られる。一方、大型事業用航空機を使用する事業者は、当該航空機の使用にあたっては、認定事業場による航空機の整備等を受ける必要が生ずる。
- 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態についての国土交通大臣への報告を義務付けることで、これを受けた国が所要の安全対策を講じることが可能になり、航空輸送の安全性の向上が図られる。一方、本邦航空運送事業者等は、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態について、国土交通大臣に報告する必要が生ずる。

【踏切道改良促進法関係】

国土交通大臣が鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者に対し、踏切道の改良の実施状況等について報告を求めることにより、立体交差化計画等の協議・作成や実施に係る状況等を的確に把握し、実施の勧告等の必要な措置を講じることにより、早急かつ確実な踏切道の改良が図られる。一方、鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者は、国土交通大臣が行う踏切道の改良の実施状況等についての報告の徴収を受ける必要が生ずる。

【海難審判法関係】

理事官が必要と認める場合に、勧告を受けた者に対し、当該勧告を受けて執った措置について報告を求めることにより、当該勧告の実効性がより一層高まり、ひいては海難の防止に資することになる。一方、勧告裁決を受けた者は、理事官が行う報告徴収を受ける必要が生ずる。

【航空・鉄道事故調査委員会設置法関係】

調査情報の秘匿性に関する関係者の信頼が高まることにより、関係者の任意協力を基礎とする事故等調査業務の円滑化が図られ、その結果、事故等調査が充実し、ひいては航空・鉄道事故防止施策への反映を通じた航空・鉄道事故の防止に資することになる。

<代替手段との比較考量>

【事業法関係】

	<p>○運輸事業者に対する安全管理規程の作成・届出義務付け、安全統括管理者等の選任・届出義務付け等により、義務付け等を行わない場合と比べ、安全管理体制が構築され、運輸事業者内部における安全意識の浸透、安全風土の構築が図られる。</p> <p>○運輸事業者に対する情報の公表義務付けにより、義務付けを行わない場合と比べ、利用者からの監視が強化され、ひいては、運輸事業者の輸送の安全確保に対する意識を向上させる。</p> <p>○鉄道事業者等から業務の管理の委託を受けた者に対する改善命令、受委託の許可取消し、鉄道事業者から業務の委託を受けた者に対する報告徴収・立入検査の規定を整備することにより、規定を設けない場合と比べ、委託先も含めた安全管理体制が適切に機能するようになる。</p> <p>○大型事業用航空機について、認定事業場における整備等を義務付けることにより、義務付けを行わない場合と比べ、適確な品質管理の下での整備の実施が担保され、航空輸送の安全性の向上が図られる。</p> <p>○航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態についての国土交通大臣への報告を義務付けることにより、義務付けを行わない場合と比べ、これを受けた国が所要の安全対策を講じることが可能になり、航空輸送の安全性の向上が図られる。</p> <p>【踏切道改良促進法関係】</p> <p>国土交通大臣が立体交差化計画等の協議・作成や実施に係る状況等を的確に把握し、実施の勧告等の必要な措置を講じることにより、当該措置を講じない場合と比べ、早急かつ確実な踏切道の改良が図られることとなる。</p> <p>【海難審判法関係】</p> <p>理事官が必要と認める場合に、勧告を受けた者に対し、当該勧告を受けて執った措置について報告を求めることができるようにすることにより、報告制度を設けない場合と比べ、当該勧告の実効性がより一層高まることとなる。</p> <p>【航空・鉄道事故調査委員会設置法関係】</p> <p>調査情報の秘匿性に関する関係者の信頼が高まることにより、守秘義務を課さない場合と比べ、関係者の任意協力を基礎とする事故等調査業務の円滑化が図られる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組みを強化するとともに、踏切道改良促進法改正による踏切道の安全性の向上や、航空・鉄道事故調査委員会設置法等の改正による運輸の安全に関する国の機能強化を図ることができれば、輸送の安全を確保し、運輸に対する社会的信頼を回復するために有効である。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○審議会等 外部有識者を含む「公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」の中間とりまとめにおいて、事業者における安全マネジメント態勢の構築と国による「安全マネジメント評価」によるチェック体制の重要性が述べられている。</p> <p>○見直し条項 本法律の附則において、施行後5年目途で検討と必要な措置を講じることが規定している。</p>

(注) 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)において、「R I A(規制影響分析)導入の推進【16年度以降逐次実施】」が明記されたことを踏まえ、当面、評価票に上記☆の記載事項を追加することにより規制影響分析を試行的に実施する。